

令和2年度9月補正予算等審査特別委員会設置要綱（案）

1 目的

令和2年第3回東京都議会定例会に提案される令和2年度9月補正予算等を総合的に審査することを目的とする。

2 名称

令和2年度9月補正予算等審査特別委員会とする。

3 設置の根拠

地方自治法第109条第1項及び東京都議会委員会条例第4条による。

4 権限

令和2年第3回東京都議会定例会に提案される新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年度東京都一般会計補正予算、条例並びに専決処分の報告及び承認について審査する。

5 委員会の組織

- (1) 委員は20名とし、委員長1名、副委員長3名及び理事3名を置く。
- (2) 委員の割当は、全ての会派に1名ずつ割り当てた後、各会派の按分比による。

6 審査の方法

- (1) 審査は、提案説明、部局別質疑、質疑、討論、表決の順序で行うものとする。
- (2) 部局別質疑は、各常任委員会の調査をもって代えるものとする。
- (3) 質疑は、前号による各常任委員会調査報告の後、行うものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は委員会の決定による。